

## IEEJプロフェッショナル資格認定規程細目

### (目的)

第1条 本規程細目は、総務・規程8「会員の知識・経験流通サービス規程」の委任に基づきIEEJプロフェッショナルとして認定するにあたって満たすべき資格要件その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (申請資格)

第2条 次の各号の要件をすべて満たす者は、IEEJプロフェッショナルの資格認定の申請をすることができる。

- 一 本会の正員であること
- 二 IEEJプロフェッショナルとして活動することに強い熱意を持っていること
- 三 会員在籍期間が累積で10年間以上であること（学生員，准員も会員在籍期間と認める）
- 四 「指導・研究・その他の実績」があること
- 五 IEEJプロフェッショナル倫理規程細目を遵守すること

### (申請)

第3条 申請は本会が指定する申請書の提出により行う。

- 2 申請は随時行うことができるものとする。
- 3 申請書の提出先は技術者教育担当箇所とする。
- 4 申請にあたり、1名以上の正員または名誉員からの推薦状を添付することを原則とする。ただし、本部役員、支部役員、部門役員、技術委員会の委員長、幹事、専門委員会の委員長、幹事等の経験者および上級会員についてはこの限りでない。

### (審査)

第4条 IEEJプロフェッショナルの審査は、原則としてIEEJプロフェッショナル申請書に基づき、IEEJプロフェッショナル運営委員会が行う。

- 2 審査結果は総務会議に上程し、総務会議で認定、理事会へ報告する。

### (認定資格)

第5条 IEEJプロフェッショナルの認定を受けた会員に対しては、会長名の称号認定書を授与するとともに、電気学会誌並びに本会ホームページに名前を記載する。

- 2 IEEJプロフェッショナルの称号は、本会の会員資格が継続する限り永続的に有するものとする。
- 3 IEEJプロフェッショナルの称号は、本人の申し出により、返上できるものとする。

### (資格剥奪)

第6条 第2条に定める要件を満たさなくなった場合は、IEEJプロフェッショナルの資格を剥奪する。

- 2 公序良俗に反する内容の行為があった場合も前項と同様とする。

### (付則)

1. 平成17年4月21日、理事会にて承認制定。
2. 本規程は、平成17年4月25日より実施する。
3. 平成20年4月23日、理事会において一部改正。
4. 平成22年9月22日、総務会議において一部改正。
5. 平成26年11月19日、総務会議において一部改正。